

## 越前町営住宅の地域対応活用実施要綱

平成 29 年 1 2 月 1 8 日

告示第 3 3 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、本町における住宅に対する多様な需要に対応することで居住の安定を確保することを目的として越前町営住宅条例（平成 17 年越前町条例第 1 5 2 号。以下「条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する町営住宅（以下「町営住宅」という。）の地域対応活用を実施するため、町営住宅を地方自治法（昭和 22 年法律第 6 7 号）第 2 3 8 条の 4 第 7 項の規定に基づき使用するために必要な事項を定める。

(用語の定義)

第 2 条 この告示における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 移住希望者等 本町での定住の意思を持つ現に福井県内に住所を有していない者又は福井県内に住所を有して 2 年を経過しない者をいう。

(2) 地域おこし協力隊等 地域おこし協力隊等、町の施策に係る職にある者若しくはその職につくことが決定している者をいう。

(対象者)

第 3 条 この告示により町営住宅を活用できる者（以下「対象者」という。）は、地域おこし協力隊等、又は、次の各号の条件を具備する移住希望者等とする。

(1) 自己の居住の用に供する住宅を取得するまでの期間等、定住の検討に要する期間に居住を希望する者

(2) 移住希望者等及び現に同居し又は同居しようとする者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でない者

(3) 町長が必要と認める者

(活用住宅)

第4条 この告示の対象となる町営住宅は、平成21年2月27日国住備第117号国土交通省住宅局長通知に基づき近畿地方整備局長に公営住宅地域対応活用計画の承認を受けた町営住宅（以下「活用住宅」という。）とする。

（使用者の公募）

第5条 この告示に基づく活用住宅の使用は、公募によるものとし、その方法は町営住宅の例による。

（使用の申請）

第6条 活用住宅を使用しようとする対象者（以下「申込者」という。）

は、連帯保証人1人を定めて越前町営住宅地域対応活用使用許可申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

（1） 申込者及び同居予定者の住民票の写し

（2） 市町村長の発行する申込者、同居予定者及び連帯保証人の所得証明書（学生証の写の提出があった、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第2条の規程による高等学校等の在籍者を除く年齢満15年以上の者全員）

（3） 申込者の市町村税の納税証明書（滞納がないことの証明書）

（4） その他町長が必要と認める書類

3 第1項に規定する連帯保証人の資格は、町長が別に定める。

（使用者の選考等）

第7条 申込者の選考は、前条第1項の使用許可申請をもって選考したものとし、当該使用許可申請を行った順に使用順位を決定するものとする。

（使用の許可）

第8条 町長は、第6条第1項の申請書の提出があったときは、審査の上その適否を決定し、越前町営住宅地域対応活用使用許可決定通知書（様式第2号）により速やかにその旨を申込者に通知しなければならない。

(使用許可の取消し)

第9条 町長は、前条の規定により使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）が偽りその他不正の手段により使用の許可を得たときは、使用の許可を取り消すことができる。

2 前項の取消があったときは、町長は、越前町営住宅地域対応活用使用許可取消通知書（様式第3号）により使用者に通知するものとする。

(使用許可期間)

第10条 活用住宅の使用許可期間は、使用許可期間の開始の日から起算して1年以内とする。ただし、町長が特に必要がある必要と認めたときは、延長することができるものとする。

(使用許可期間の延長)

第11条 使用者が、前条ただし書に規定する使用期間の延長を希望するときは、越前町営住宅地域対応活用使用期間延長申請書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請を審査の上、必要と認めたときは、越前町営住宅地域対応活用使用期間延長許可書（様式第5号）により使用者に通知しなければならない。

(活用住宅の家賃)

第12条 活用住宅の毎月の家賃は、活用住宅として使用する町営住宅につき公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第2条第1項の規定により算定した額とする。この場合において、同条の規定にある家賃算定基礎額は、入居者の収入の区分が12万3,000円を超え13万9,000円以下の場合の額を適用する。

(条例の準用)

第13条 活用住宅の使用については、条例第11条から第13条、第16条から第27条、第34条及び第39条から第40条、罰則については、条例第56条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「町営住宅」とあるのは「活用住宅」と、「入居決定者」とあるのは「使用者」と、「決定の日」とあるのは「使用許可期間の開始の日」と読み替えるものとする。

(使用期間の終了)

第14条 活用住宅の使用期間は、前条にて準用する条例第39条の規定による住宅の検査の合格の日を以って終了とする。

2 前項の規定による検査は、第10条に規定する使用許可期間内に行うものとする。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年1月1日から施行する。